

持とう



思いやりの心

平成28年度人権啓発ポスターコンテスト 最優秀賞 島田市立六合中学校2年 小玉和那さん 作品
(静岡地方方法務局人権擁護課・静岡人権擁護委員協議会)

社会総がかりでいじめのない安心して生活できる“しずおか”を作りましょう

静岡県

子どもいじめ防止条例の手引き

中学生・高校生用

静岡県・静岡県教育委員会

いじめ防止のための静岡県条例ができました！

(平成28年12月制定)

静岡県では、いじめ防止対策を総合的かつ効率的に推進するため、「静岡県子どもいじめ防止条例」をつくりました。社会総がかりでいじめの根絶に向けて行動しましょう。

静岡県子どもいじめ防止条例(概要)

◆ いじめの定義(第2条)

・いじめとは、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもので、インターネットを通じて行われるものも含まれます。

◆ 基本理念(第3条)

・全ての生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめをなくします。
 ・生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育てます。
 ・行政、学校、家庭、地域が連携し、社会総がかりでいじめを克服します。

◆ いじめの禁止(第4条)

・いじめは絶対に行ってははいけません。
 ・いじめを知ったら、放置してはいけません。

◆ 学校の責務(第7条)

・学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組みます。
 ・いじめを見つけたら、すぐに対処します。

◆ 保護者の責務(第8条)

・自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育てます。
 ・子どもがいじめられたら守ります。
 ・学校などが行ういじめの防止策に協力します。

◆ ネットいじめの防止(第13条)

・ネットいじめがなくなるよう、県は監視や適切なネット利用に関するの教育などを行います。

いじめをなくすために、あなたはどんな行動をしますか？(いじめ防止のための行動計画を立てよう。)

年 月 日 名前

いじめのケーススタディ

あなたやあなたの周りにこんないじめが起きていませんか

<p>からかわれたり、嫌なことを言われる。</p> 	<p>仲間はずれや、集団による無視をされる。</p> 	<p>ぶつかられたり、遊ぶふりをしていたたかれたりする。</p> 
<p>恥ずかしいことや危ないことをされる。</p> 	<p>金品を渡すよう指示される。物を隠されたり、盗まれる。</p> 	<p>スマホやパソコンで悪口を言われたり、画像や動画を流されたりする。</p> 

いじめの行為により警察に通報され、刑法他の法律に定める罪に問われることもあります。

<p>こんなことをされたら</p>  <p>いやな気持ち 悲しいけど、言えない だれも助けてくれない</p>	→	<p>悩んでいるあなたは1人ではありません。必ず助けてくれる人がいます。勇気を出して相談しよう。</p>
<p>こんなことを見つけたら</p>  <p>自分には関係ない 自分もされるのが怖い 面倒なことにはかかわりたくない</p>	→	<p>気づいているなら大人に相談しましょう。できれば相談に乗ってあげましょう。</p>
<p>こんなことをしたら</p>  <p>軽い気持ちでふざけている 困らせるのが楽しい 自分の方が相手より上だ</p>	→	<p>相手の気持ちになりましょう。自分が同じことをされたら、どうですか。すぐにやめましょう。</p>

先生や裏面の相談機関へ連絡しよう

いじめをなくそう!

いじめは、いつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。いじめはどのような理由があろうとも、許されない行為です。いじめを身近な問題と捉え、安心して生活できる環境を社会総がかりで整えましょう。いじめ防止に取り組むことにより、誰もが互いを尊重し、ともに支え合う共生社会の実現につなげましょう。(条例前文の要約)

相談体制の充実 (第12条)

いじめについて安心して相談でき、速やかに対応できる仕組みを作ります。



相談機関一覧

教育機関

● 県教育委員会

24時間子供 SOS ダイヤル

0120-0-78310

「いじめ・暴力対策」メール

◆ https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=84

(携帯) ◆ https://s-kantan.com/pref-shizuoka-k/offer/offerListMobile_detail.action?tempSeq=84

● 県総合教育センター

ハロー電話

沼津 055-931-8686

「ともしび」 静岡 054-289-8686

掛川 0537-24-8686

浜松 053-471-8686

総合教育センターの面接相談

0537-24-9738

民間機関

● NPO 法人静岡家庭教育サポート協会 チャイルドライン

0120-99-7777

● 社会福祉法人 静岡いのちの電話 静岡いのちの電話

054-272-4343

(毎月10日) **0120-783-556**

● 社会福祉法人 浜松いのちの電話 浜松いのちの電話

053-473-6222

公的機関

● 県児童相談所

賀茂地区 0558-23-4152

東部地区 055-924-4152

中部地区 054-273-4152

西部地区 053-458-4152

● 県精神保健福祉センター

若者こころの悩み相談窓口

054-285-7522

● 県警察本部少年課

少年サポートセンター

0120-783-410

● 静岡地方法務局

法務局(常設相談所)における面接相談

0120-007-110

インターネット人権相談

◆ パソコン

<http://www.mof.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

◆ 携帯電話

<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

● 県弁護士会

子どもの権利に関する相談

055-931-1848 (沼津支部)

054-252-0008 (静岡支部)

053-455-3009 (浜松支部)